

一般質問通告書

質問順 ①

質問事項	質問要旨
14番 安宅吉昭	
1. 地域包括ケアシステムの構築について	<p>本年度は、第6次高齢者福祉計画（第5期介護保険計画）の最終年度を迎えています。介護が必要になったときの安心できる施策として「地域包括ケアシステムの構築」があげられています。住まい・介護・医療・福祉が一体となって、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標にしています。</p> <p>その中核に地域包括支援センターが位置づけられていますが、どのような現状にあるのかを伺います。</p> <p>①地域包括支援センターの体制整備をするとあるが、どこまで強化できているのか。</p> <p>②関係機関との連携強化を図る、地域ケア会議を開催し情報の共有化を図るとあるが、どこまで進んでいるのか。</p> <p>③京都式地域包括ケアシステムとも連携を図るとあるが、京都地域包括ケア推進機構とはどのような関係にあるのか。また、6つのプロジェクトはどのように推進できているのか。</p>
2. 新地域支援事業の展開について	<p>予防給付（要支援者）と地域支援事業は、介護保険の改正により新地域支援事業として市町村において担うこととなります。7月に、厚労省で都道府県担当課長会議があり、本町にも情報がおりにてきていると思います。</p> <p>重点施策として、①医療・介護連携、②認知症施策、③地域ケア会議、④生活支援、⑤介護予防があげられているが、本町としてはどのように取り組もうとするのか。</p> <p>特に、生活支援においては元気な高齢者の社会参加が期待されるが、どのように考えるのか伺います。</p>

質問事項	質問要旨
19番 坪井久行	
1. 集団的自衛権問題と平和な国・まちづくりについて	<p>安倍政権が、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に基づき、「海外で戦争する国」づくりに公然と乗り出したことに、国内外から厳しい批判の声が沸き上がっている。</p> <p>この重大な問題は、①従来の憲法解釈を180度覆すことを「閣議決定」だけで決めたこと、②「明確な歯止めがある」と言うが、時の政権の一存で武力行使が底なしに広がっていくこと、③「日本が戦争に巻き込まれることはありえない」というが、戦後、米国が世界で行った戦争に日本が批判したことが一度もなかった歴史から、米国からの派兵要請に、断るのは非常に困難であること。</p> <p>この「海外での戦争への道」から、失われるものは、若者の命と人生であり、また、日本が憲法9条とともに築いてきた国際的信頼であり、さらに、日本社会の人権と民主主義である。まさに、過去の侵略戦争の誤りを再び繰り返すものである。</p> <p>首相は、「わが国を取り巻く安全保障環境が悪化している」ことを理由にしている。確かに、北東アジアには緊張と紛争の火種は存在するが、軍事力増強で備えれば、「軍事対軍事」の悪循環に陥る。今、日本にとって大切なことは、憲法9条の精神に立ち、道理に立った外交交渉による平和的解決に徹することではないか。</p> <p>また、翻って、祝園弾薬庫を抱える基地の町、本町にとっては、海外の戦地に弾薬を送り出す拠点になり、他国から報復テロの攻撃の対象となる。以下の見解を伺う。</p> <p>①「基地の町、平和宣言都市」である本町として、この「集団的自衛権行使」に明確に反対すべきではないか。</p> <p>②たとえ裁量権はなくても、一層危険性を帯びてきた祝園弾薬庫を本町から撤去するように要求することは、住民の命の安全を守る行政として当然のことではないか。</p>
2. 介護制度改定と高齢者の福祉充実について	<p>本年6月に与党の力で成立した「医療・介護総合法」は、特に、介護面で抜本的な改悪がされた。</p> <p>主なものは、</p> <p>(1) 要支援者への訪問・通所介護を全国一律の予防給付から外し、市</p>

町村の地域総合支援事業に移す。この総合事業は、①運営、人員、単価など国として、一律の基準は定めない、②費用を削減するために、NPO、民間企業、ボランティアによるサービス提供も可能とする（専門職による支援の大幅縮小）、③事業を委託する単価は現在の介護報酬以下に設定する、④利用料は要介護者の利用者負担割合（1割）を下回らない、⑤総合事業の事業費の伸び（自然増で年5～6%）は、75歳以上の被保険者の数の伸び（3～4%）以下に抑えることとされ、厚労相が指針を示すことになる。

そして、国が設定した上限を超えた場合には、「やむを得ない事情」以外は自治体の持ち出しになる。介護内容が、自治体の財政力や介護資源に左右されることになる。

(2) 一定以上の所得（厚労省案では、合計所得160万円以上、単身・年金収入のみの場合は280万円以上）の利用料は、2割負担とすること。

(3) 特養ホームへの入所は要介護3以上に限られること

(4) 補足給付（低所得の施設利用者の食費・居住費軽減）の要件に「資産」を加え、低所得でも、一定の預貯金や非課税年金など「資産」があれば、全額自己負担になること。

このような制度下で、町が高齢者の命と介護を最大限支援することが強く求められる。そこで、伺う。

①介護の実態調査から、被介護者や介護者からどんな実態、要望などが明らかになったか。

②介護保険料や利用料の軽減のために、保険料の更なる多段階制の採用と、一般会計からの法定外の繰入を。

③改定で介護から外された部分を、国に補助金増額を強く要望するとともに、町の独自サービスを充実すべきでは。

④特養や多様な介護施設の増設、地域包括支援センターの体制充実、介護職員の増員と待遇改善への支援を。

3. 煤谷川沿岸家屋の安全対策について

8月9～10日の集中豪雨によって、煤谷川の水量が増え、下粕上新庄の煤谷川沿岸の一部家屋の基盤の土手が掘り崩され、危険な状態になった。府が応急措置をしてはいるが、今後の雨量により、極めて危険な事態が予想される。

煤谷川の改修を一刻も早く進めるとともに、当面、この家屋の基盤の土手をコンクリート工法で強化すべき。町の見解と対応を伺う。

質問事項	質問要旨
6番 今方晴美	
1. 読書活動の推進	<p>近年、活字離れが指摘される中、町民の皆様に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして、「読書通帳」を導入する動きが各地で見え始めております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に町民の皆様の読書への意欲を高める効果が期待されております。</p> <p>実際、読書通帳の効果は大きく、文部科学省が事業委託するICT（情報通信技術）を活用した読書通帳による「読書大好き日本一」推進事業の実績報告書によれば、調査対象の中学校で導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍に増えたという記載があるくらいです。</p> <p>読書の大切さは言うまでもありません。今後もさらに、読書に親しむための環境づくりを積極的につくっていくことが重要と考え、以前の質問に対する進捗も含め、次の点を伺います。</p> <p>①小学校へ入学する児童に、町立図書館を一層活用してもらえよう、平成24年6月議会で「図書館1年生事業（笠間市事例）」の導入を提案いたしました。導入に向けての進捗状況は。</p> <p>②2001年12月、公明党の推進で「子ども読書活動推進法」が制定され、「子ども読書の日」とした4月23日を「精華町読書の日」として制定することを平成22年3月、24年6月議会で提唱いたしました。制定に向けての進捗状況は。</p> <p>③子育て世代の利用者に、気兼ねなく図書館を利用できる時間帯を設ける「赤ちゃんタイム」の導入を。</p> <p>④図書館利用の推進や読書意欲を高める効果のある「読書通帳」の導入を。</p>

質問事項	質問要旨
5番 森田 喜久	
1. 精華町の土地利用について	<p>精華町は、木村町長を先頭に今まで様々な取り組みをされ、他の町に類を見ないような発展をしてきています。</p> <p>学研都市をバネとして、基盤整備として道路・各駅の整備・各種公共施設の建設・下水道整備など、また、福祉面でも他市町村からも評価されている。</p> <p>さらには、今後精華中学校の改築、消防本部・署の改築と子供たちの安心・安全と住民の安心・安全のために推進されようとしていますことに、私としても評価しているところです。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>①精華町はこれからも発展する地域と思っておりますが、農地について言いますと、残っている農地の保全は大事であると思っておりますが、この機会に農用地のあり方を検討すべきだと思います。現在の農用地は計画的に圃場整備のできる場所は限られた地域のみで、また、高齢化とともに荒地になっているところも少なくありません。ついては、今後、新たな土地利用が出来るような見直しは出来ないかを伺います。</p> <p>②今日まで丘陵地では山の土砂採取がなされ、そのまま放置されている箇所も多くみられます。これは将来的に色々な意味で禍根を残すことが予想されるため、今からでも何か手を打つ必要があると思っておりますが、町として対応策を検討されているのかお伺いします。このことは京都府の問題と捉えず、町としての見解をお願いします。また、現在総合計画の策定作業を終え、都市計画マスタープランの策定作業中と思っておりますが、今回質問した事項についても検討されているのか合わせて伺います。</p>

質問事項	質問要旨
8番 柚木弘子	
1. 中学校の2学期制について	<p>本町の3中学校で2学期制が採用されて今年で10年目となる。採用5年を経過した平成22年9月議会において、松田議員が2学期制の見直しを含む検証に関して質問を行っている。</p> <p>町の答弁は「あり方懇談会を経て2学期制継続を決定した。今後ともうまく機能しているか、どこに問題があるかなどについては、よく見ていく必要がある。幅広い意見は聞いて参りたい」との趣旨であった。10年を経過した今年、本答弁に即して2学期制が有効に機能しているか、問題点の所在についての検証が必要であると考え、質問する。</p> <p>(1) 町は、5年経過の平成22年以後、2学期制に関する意見を保護者・教職員・町民などから幅広く聞き、集約してきたか。</p> <p>(2) 2学期制のメリットについて問う。</p> <p>(3) デメリットは把握しているか。</p> <p>(4) 文部科学省の全国調査では、公立中学校の2学期制は2011年度22%から、2013年度20%へと減少傾向にある。本町でも3学期制に戻す方向での検証が必要な時期と考えるが、如何か。</p> <p>(5) 検証には何より当事者の意識を把握する必要がある。保護者・教職員及び中学生の意見を集約するためのアンケート調査を実施することを提案するが、如何か。</p>
2. 国民健康保険税の住民負担軽減について	<p>本町では住民から「国保税の負担が大きい。何とかならないか」と言う声大きい。町は医療費抑制のために、住民の健康増進と病気予防の対策を計ってきた。</p> <p>また、町は低所得者の負担軽減のために応能負担と応益負担の割合変更など努力しているところであるが、それらを踏まえ、国民健康保険税について以下の質問をする。</p> <p>(1) 京都府独自の医療費助成制度（マル老）があり、65歳から70歳までの所得税非課税世帯などを対象に、医療費の窓口負担を1割にしている。本町での対象者数と利用者数を聞く。</p> <p>(2) 平成25年度の国民健康保険特別会計の決算額と、黒字分の活用について問う。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(3) 国保は運営上、構造的な問題を持っており、国庫負担は必要不可欠であるが、国の補助額は1984年以降急激に減少し、今では半減されている。わが党は町の国保財政を安定させ、住民負担軽減のために国と府の負担増を求め続けてきたが、本町では国に対してどのように要求しているか。</p> <p>(4) 本町において更なる住民負担を強いることなく、払える国保税にしていくための方策を問う。</p> <p>(5) 本町での国保税滞納者は、14.9%（平成24年度）であるが、滞納の要因をどのように分析し、対応しているか。24年度と25年度について示されたい。</p> |
|--|--|

質問事項	質問要旨
10番 山本清悟	
1. 空き家対策について	<p>空き家は、少子高齢化の進行や、人口減少社会の進展や産業構造の変化等により、総務省の平成20年の住宅・土地統計調査によると、総数約757万戸、空き家率は、13.1%となっている。</p> <p>精華町においては、桜が丘に始まり光台、精華台の大規模開発や各地域の小規模開発が進み、世帯数（戸数）が増え、人口増加がみられる。このような状況下でも町内において空き家は現存し、今後増加することが予想される状況にある。</p> <p>空き家の老朽化が進むと、倒壊の危険や、治安の悪化、景観を損なうなど地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が否定できない。そこで町の現状と今後の対策について考えを伺う。</p> <p>(1) 現状と将来予想は。</p> <p>①総数、②適切な管理が行われている数、③特定空き家数、④将来予想数。各数値に基づく原状分析と将来予想は。</p> <p>(2) 周辺住民に影響を及ぼす恐れのある状況の対応の考え方は。</p> <p>(3) 今後の空き家対策の考え方は。</p>
2. 土砂災害の防災対策について	<p>今年8月に入ってから地球温暖化による海水温度の上昇などで、局地的に猛烈に降る雨が、福知山や広島や北海道などをはじめ全国的規模で「経験したことのない」「想定外の」事態がたびたび発生している。特に広島では、19日深夜から翌日未明にかけて発生した土砂災害による多大な人的被害は、26日現在県警まとめ、死者66人、不明21人が発生した。</p> <p>本町においても台風11号の接近に伴い、8月9日14時30分に土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域の225世帯に避難勧告を発令した。本町の対応について伺う。</p> <p>(1) 避難対象住民全員への周知方法は。</p> <p>(2) 自治会・防災会など関係箇所との連絡体制と連携は。</p> <p>(3) 要支援者の支援と避難手配は。</p>
3. 健康増進のための禁煙について	<p>平成24年10月29日の厚生労働省健康局長名、「受動喫煙防止対策の徹底について」の通知で、健康増進法第25条に規定された受動喫煙防止の徹底を図るよう求めている。25条で対象とする施設に官公庁施設が当然含まれている。</p>

	<p>基本的な方向性として多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましいとの内容がある。</p> <p>喫煙における害や、受動喫煙で周囲の人の健康を害すること及び経済的損失については6月議会で述べてきた。そこで考えを伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の喫煙者数は。その比率は。 (2) 喫煙ブースの利用実態は。 (3) 労働力損失額はいくらか。 (4) 北玄関側の喫煙ブースから煙が外に流れ、駐車場利用者や通行人(生徒や子どもを含む)が受動喫煙状況にあるが、対策は。 (5) 正面玄関の食堂横を喫煙場所と誤解されているが、対策は。 (6) 健康増進法などによる庁舎全面禁煙を考えていくのか。
<p>4. 林地開発許可制度と林地開発行為に関する手続きに関する条例の該当地域の適用について</p>	<p>全国林業改良普及協会資料によると、「林地開発許可制度とは、きれいな空気を育み、さまざまな災害を防ぎ、私たちの生活環境を守ってくれる森林。その働きがあるからこそ、私たちは安心して快適に暮らすことができます。こうした大切な森林の働きが無秩序な開発によって脅かされることのないよう森林法に基づきルールが設けられている制度です。」と記述されています。</p> <p>その許可申請するための開発者と地域住民との合意形成を進めるための手続きを条例としたものが「林地開発行為に関する手続きに関する条例」です。</p> <p>南稲八妻川原谷地域ほかにおいて、制度が適用される開発許可申請が進められています。この開発による生活環境に及ぼす影響についてどう考えているのか。工事期間中の短期的な影響と工事終了後数年先に及ぶ長期的な影響について、本町において地元の意向を十分くみいれた対応を求め、考えを伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬車両による影響。 (2) 土砂流出による河川への影響。 (3) 搬入土砂の性質による汚染水の流出の懸念は。 (4) 水道水の水源としている地下水への影響。 (5) 排出土砂より搬入土砂の量が多いことの要因は。 (6) この手続きの中で本町の果たす役割と権限は。

質問事項	質問要旨
7番 内海 富久子	
1. 幼児医療費助成を中学卒業まで拡充を	<p>本町は、財源厳しい中を「子どもを守る」宣言の趣旨のもと、国・府の補助と町独自の支援策で小学校まで拡充され、子育て支援の充実に努めてきました。</p> <p>わが会派は、代表質問(24・25年)のたびに、国や府の財源を活用して医療費の拡充を求めてきましたが、即とはいかないが、前進できる方向で、府の動向を見て判断するとの答弁であった。</p> <p>社会保障と税の一体改革で、4月からの消費税増税分は、子育て支援や介護支援などの充実のために使われる中で、8月9日付の新聞報道において、京都府は子ども医療費助成を中学生までに拡充するとされている。義務教育である中学校卒業まで安心して医療が受けられるように、府の拡充に合わせて実施すべきである。</p> <p>本町の考えを伺う。</p>
2. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加する中で、本町は「京都式包括ケアシステム」を展開しているところである。</p> <p>医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく地域の中で提供されるよう調整するコーディネータ機能として、大変重要な位置づけである。施設と同様の機能を持つ新たな在宅サービスを地域で展開する必要性についての認識を共有し、高齢者の一人一人の個々に応じて、きめ細かく支援できる体制づくりが求められる。</p> <p>本町の取り組みを伺う。</p> <p>①センターの運営協議会と地域ケア会議の機能について。</p> <p>②市民後見人養成の現状と成年後見人制度の更なる促進を。</p> <p>また、会派として今までに求めてきた、次の点の検討状況を伺う。</p> <p>③地域包括支援センターの整備の拡充を。</p> <p>④だれもが親しみやすく気軽に相談できるように住民への周知と工夫が必要である。センターに愛称名を。</p>

質問事項	質問要旨
18番 佐々木 雅彦	
1. 子ども子育て新支援制度	<p>①基本的性格などの関係者への説明はどうするのか。手続きがさほど変わらないことと法的仕組みの改定とは、意味が異なる。</p> <p>②国基準に準拠する方針だが、以下の点で問う。</p> <p>ア. 本町が長年積み上げてきた「保育」の反映要素。</p> <p>イ. 資格要件の緩和は、保育士の専門性を否定することになる。</p> <p>ウ. 設備面。屋外遊戯場、施設の設置場所、避難設備、1人あたり面積などは、子どもの安全と健全育成に十分なのか。</p> <p>エ. 食事。自園調理以外の方式は、離乳食やアレルギー対応などが不十分になる危険性がある。</p>
2. 学校へのエアコン設置と中学校給食	<p>①具体化スケジュールを問う。</p> <p>②中学校給食の基本方針は、打ち出されているが、その後の具体的検討経過が公開されていない。理由を問う。</p> <p>③基本方針と実行の間の時間的経過が長くなる場合、基本方針そのものの妥当性（建設運営コストの変動、機器の進歩、教育科学の進歩など）が損なわれる場合が想定される。方針見直しを考えるのか、問う。</p>
3. 国連障害者の権利条約批准と差別解消法施行に向けて	<p>日本国もやっと条約批准にたどりついた。しかし、その理念を具体化し実践するのは、これからの課題である。本町の主体的取り組みを期待する視点から、次を問う。</p> <p>①本町における「差別的取り扱い」「合理的配慮」は、どう具体化するのか。</p> <p>②関連条例や規則・要綱・指針などの改定スケジュールを問う。</p>

質問事項	質問要旨
2番 宮崎 睦子	
1. 中期的視点での小中一貫校設置に向けて	<p>本年6月、文部科学省は義務教育の9年間を通じた教育をしやすいするため、小中一貫校の学校を制度化する方針を固めた。これまで一部の自治体が進めてきた小中一貫教育を後押しするため、学校教育法に新たな種類の学校を設ける改正案を、来年の通常国会に提案されることになっている。</p> <p>この小中一貫教育の制度化により、自治体は独自教科に取り組む場合なども特例の申請が不要になり、「3・6制」だけでなく「5・4」「4・3・2」など、通常の小中学校と異なる区切りを設けることも自治体の判断で可能になる。</p> <p>近隣自治体でも小中一貫校が設置されており、また、隣の奈良市においては、本年度から将来を見越した人的配置を始めたところである。</p> <p>本町においては、南部地域の山田荘小学校と精華南中学校はまれにみる1小学校1中学校であり、そのまま地域の児童は繰り上がり状態となっている。今までこの利点を利用し、連携を深めた教育が行われてきた経緯もある中、文科省の制度化にともない、小中一貫校として設置する考えについて、以下の点を問う。</p> <p>①南部地域における今後10年間の、児童生徒の人口推移予測は。</p> <p>②小中一貫校設置に対する本町教育委員会の考え方は。</p> <p>③既に他自治体での小中一貫校の教育が始まっている中、中一ギャップがなくなるなどのメリット・デメリットについての検討はされているのか。</p> <p>④財源確保の厳しい昨今。土地の有効利用についての検討は。</p>
2. 教育施設の電力供給会社について	<p>東日本大震災後、電力に対する意識が住民間で高まる中、電気代が値上がりしている現状を考え、すでに他自治体で取り組まれている電力供給会社の一般入札についての考えを問う。</p> <p>本町で太陽光パネル設置による太陽光発電を取り入れるなどし、児童生徒の環境意識の高揚を図っているが、ほとんどの電力は関西電力からの供給である。もちろん関西電力の安定した電力供給は、我々の生きる支えとなっていることは今更述べるまでもない。</p>

しかしながら、近隣の枚方市では、小中学校64校の電気代を特定規模電気事業者による一般入札で事業者を選び、1年間に4000万円の削減になったと聞く。電力量の規模は本町と比較になりにくく、安定供給に疑問があれば実施に踏み切る事は難しいとは考えるが、一定の効果が見込まれると考える。

本町の考えを問う。

質問事項	質問要旨
11番 神田 育男	
1. 本町における豪雨による防災対策は	<p>台風11号や、8月19日に襲った集中豪雨によって、広島市をはじめ多くの自治体の住民が、濁流や土石流に流され犠牲となられ、今なお多くの行方不明者の捜索が行われている。まことに痛恨の極みである。このような悲惨な土砂災害から身を守るために知っておきたいこととして、</p> <p>①住んでいる所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認する。 詳しくは、居住地域の市町村に問い合わせる。</p> <p>②雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する。 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。気象庁ホームページや各都道府県の砂防課などのホームページで確認できるほか、テレビやラジオの気象情報でも発表される。都道府県や市町村によっては、携帯電話などに自動的に土砂災害警戒情報を教えてくれるサービスもある。</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する。 地域に土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難すること。 今回多くの犠牲者が出たことは、行政側の情報発信に問題があったとも言われています。</p> <p>(1) 本町の土砂災害危険個所の存在と住民への周知度は。 (2) 今回の豪雨による警報発令時、本町の対応内容と今後の課題は。 (3) 東畑の山砂利採取あとの防災対策は。 (4) 携帯電話による情報発信、本町での導入計画は。</p>
2. 発光ダイオード(LED)照明の採用を	<p>エネルギーの資源をほとんど外国に頼るわが国では、再生利用エネルギー技術を生かした自然エネルギーの早期導入が望まれているところであるが、一方では今ある資源の節約も喫緊の課題とされている。</p> <p>本町でも消防庁舎や精華中学校の改築に省エネ器具を積極的に採用されようとしているが、既存施設への展開が決して十分とはいえない</p>

	<p>い。</p> <p>(1) 本町においても、各種照明や街灯を（電気代が60～65%安くなる）LEDに変更することを求めるが如何か。</p> <p>(2) 各自治体では様々な省エネ対策が実施されている所であるが、本町でのその他の省エネ対策の計画は。</p>
<p>3. 競争入札</p>	<p>6月議会でも指摘したように、本町は26年度以降、電子入札を採用しているが、入札参加者が1社だけの入札が3回実施されており（3件とも落札率98%以上の高額落札）競争入札とは程遠いものである。</p> <p>電子入札で、職員も業者も入札日まで何社が応札するのか分からないのなら仕方がないとしても、現在は職員が事前審査しているので入札に参加する業者数名が入札日には分かっている。競争の原理が働かない一社入札は辞めるべきである。</p>

質問事項	質問要旨
9番 松田孝枝	
1. 南稲工区の砂利採取地の埋め戻し	<p>京都府林地開発行為の手続きに関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があり、その写しを縦覧するとして、平成26年6月28日付で府公報が出された。簡略に紹介すると内容は次の通りである。</p> <p>(1) 行為者 株式会社 スズキケンセツ (2) 目的 土砂の搬入(工事残土の埋め立て処分) (3) 区域 大字南稲八妻小字川原谷37番地他 (4) 区域の面積 8.7ヘクタール (5) 期間 許可日から3年間 (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有 (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれのある地域、おそれを減じるための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路の汚れ⇒場内の車両出入口のタイヤ洗い場を設置。 ・交通量の増加⇒町道祝園東畑線は時速30Km以下、車両の出入り時間は原則通学時間帯を外して午後5時まで、出入口及び町道祝園東畑線の交差点に交通指導員を配置、通学路安全対策は町教育委員会と詳細を協議し定める。 ・騒音対策⇒盛り土100m以内の地域は、緩衝帯として残置森林を設ける。作業時間は通学時間帯以降から午後6時まで。 ・濁水の発生⇒場内最下流部に沈砂池を設置、泥を沈下させた後、場外排水。雨天時は作業中止。 ・河川水量の増加⇒場内最下流部に調整池を設置、流量調整後場外に排水。土砂を定期的に除去し調整池の容量を確保する。 ・縦覧期間：平成26年6月28日～7月28日。地元自治会宛には7月24日付けで事業の概要文書が送付された。 ・搬入土砂量：約70万m³。 ・運搬車両：95台/日。 ・期間：4年半。 ・工事計画：埋め立て工事終了後は、最終沈砂池を設置。森林復旧を行う。 ・汚染土壌対策：土壌環境基準に適合し、埋め立て処分された工事残

	<p>土、「京都府土砂等により土地の埋め立て等の規制に関する条例」に基づく許可を取得、期間中は厳しい検査が義務付けられており、土壌汚染の原因を完全に排除する。</p> <p>今回、計画されている南稲工区の砂利採取地は、平成22年10月から24年7月までを許可期限として砂利採取が行われ、埋め戻し原状回復すべきところ、放置された状況にあった。この間、埋め戻しや環境整備を求めてきた。一昨年には、調整池が益水し、近隣の農道が崩落するなどの事案もあった。</p> <p>今回、改善計画の一部実行をするものと理解するが、過去の経過なども踏まえ、地元とのさらなる理解と信頼のもと、協議を進めるべきである。とりわけ、次の諸点について問う。</p> <p>①東畑、南稲区での地元からの府に対する意見書の内容と、それらについての見解書と地元周知について問う。町の立場としての見解を問う。</p> <p>②計画書では、光台地区での交通安全対策について、教育委員会と協議とあるが、対応策を問う。</p> <p>③排水、濁水処理と近隣農業への影響と対応策は。</p> <p>④東畑工区の今後の改善計画は。</p>
2. 光台センターゾーンの考え方	<p>相楽郡地区計画変更などが進められている。光台センターゾーンの商業施設の立地についての進捗状況と内容、青少年の健全育成の視点からの規制についての考え方を問う。</p>
3. 嶽山の整備	<p>本町最高峰の嶽山整備についての検討状況と今後の課題について問う。</p>
4. 子どもの医療費無料化の拡大	<p>京都府は子どもの医療費の中学卒業までの無料化方針を表明した。本町での実施を求めるが、その方針を問う。</p>

質問事項	質問要旨
	15番 三原和久
1. 小中高教員、平均年齢低下について	<p>小中高に勤める教員の平均年齢が、文部科学省の2013年度学校教員統計調査で、2010年度の前回調査からいずれも低下した。小中高校ともに平均年齢が低下したのは、1977年以降の調査を開始して以降初めてである。</p> <p>70年代前半の第2次ベビーブームへの対応で大量採用した教員が定年退職を迎え、若手採用が増えている。文科省は、今後は平均年齢が低下に転じるとみて、ベテランが減っていく中で、若手や中堅へのノウハウの継承が課題になっていくと思われます。</p> <p>小学校は10年度調査から0.3歳低下の44.0歳、中学校は0.1歳低下で45.3歳である。文科省の担当者はベビーブームに対応するため採用された教員は小学校で増える。今後は、小中高の順番で教員の平均年齢低下が進むだろうと分析している。</p> <p>公立の小中高の教員で見ると、50歳以下の割合は、小学校では38.3%、中学校では37.3%、高校では41.5%です。一方では、30歳未満の割合はいずれも上昇し、小学校では15.2%、中学校では14.0%、高校では9.0%です。</p> <p>小中高全体の12年度の離職者は3万8450人で、定年退職者は6割近い2万2652人。10年度より約2300人増えたが、教職員の採用者は10年度から約2600人増の3万9384人です。</p> <p>そこで、伺います。</p> <p>①精華町内小中校での教職員の平均年齢は。</p> <p>②教職員の年齢低下にともない、若手や中堅にはどのような指導するのか。</p> <p>③ベテラン教職員の退職で、各学校ではスムーズな授業が行われているか</p>

質問事項	質問要旨
3番 森元 茂	
1. 圃場整備の推進について	<p>今回は、農業施策の基幹ともいえる圃場整備について、町内2か所に絞って町の考え方や施工スケジュールについて伺います。</p> <p>①菱田地区の圃場整備について</p> <p>平成17年に完成した菱田地区の圃場整備約17haと京田辺市域との間に、約10haの農地が存在しています。当該地区は以前に圃場整備を行うとして、関係地権者から施行同意を取られた経過があります。しかし、その後、町からは何のアクションも起こされていないと関係者から聞きます。関係地権者は早期に圃場整備の施工を望まれています。町は当該地区をどうしようとしているのか。伺います。</p> <p>②菅井・植田・祝園地区の圃場整備について</p> <p>当該地区は、祝園駅の近くにもかかわらず、まとまった農地が存在しています。この地区の農業、農地を守り活性化するには、①点目の地区同様、圃場整備が必要不可欠と考えますが、町の考えを伺います。</p>
2. 町道の維持管理について	<p>以前にも質問しましたが、次の道路への樹木等のはみ出し危険実態のその後の対策は。</p> <p>①町道南稲・植田線の自動車修理工場「ガレージ精華」前から東側約30メートルの町道は。</p> <p>②町道北稲・一ノ坪線の竹内神社前から谷地内へ約50メートル付近の町道は</p>

